パナマ入国措置(高リスク感染国の更新:その2)

令和3年9月6日 在パナマ日本国大使館

【ポイント】

9月2日の領事メールにてご連絡した衛生当局が指定する「高リスク感染国の更新」について、9月16日(木)からの適応になると発表がありました。

【本文】

9月6日(月)現在の衛生当局が指定する高リスク感染国は以下のとおりです。

英国、インド、南アフリカ、コロンビア、ブラジル、ベネズエラ、アルゼンチン、パラ グアイ、エクアドル、ガイアナ、スリナム

9月16日(木)から指定される高リスク感染国は以下のとおりです。

米国、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、仏領ギアナ、英国、ギリシャ、ジョージア、エストニア、セルビア、マケドニア、モンテネグロ、アゼルバイジャン、イスラエル、マレーシア、モンゴル、南アフリカ、ギニアビザウ、チュニジア、フィジー

政令原文のリンク:

8月30日付官報

https://www.gacetaoficial.gob.pa/pdfTemp/29366_A/87019.pdf

9月16日から適応との発表

https://www.gacetaoficial.gob.pa/pdfTemp/29367_A/GacetaNo_29367a_20210902.pdf

過去15日以内に衛生当局が指定する高リスク感染国に滞在又はトランジットを行った全ての方で、ワクチン2回接種が完了していない方は、72時間の有効期間がある認可された検査機関で実施されたコロナウィルスの検査陰性証明書(PCR検査又は抗原検査)又は空路、海路又は陸上での入国時に自己負担で行われた検査陰性証明書を提示する必要があり、自宅または衛生当局に認可されたホテルに本人の負担で、72時間の予防的検疫措置に服し、最後にPCR検査又は抗原検査で陰性となった場合は検疫措置が終了となります。

なお、情報は予告なく変更される場合がありますので、最新のパナマ入国にかかる水際措置につきましては、以下の政府観光局の情報をご参照お願いいたします。

https://www.visitpanama.com/es/informacion/protocolos-de-viaje/ (スペイン語) https://www.visitpanama.com/information/travel-guidelines/ (英語)